

平成25年度 第2回安城市男女共同参画審議会 会議録（概要）

日 時 : 平成25年9月30日（月）13:30～14:30

場 所 : 安城市役所 第10会議室

出席委員 : 林委員、幾田委員、池端委員、稲垣委員、菊池委員、北村委員、榊原ちさと委員、榊原真由美委員、重田委員、富澤委員（10名）

欠席委員 : 糸委員、柴田委員

傍聴者 : なし

1 あいさつ

2 内容

(1) 平成25年度団体リーダーのための男女共同参画推進研修報告

前安城市男女共同参画審議会委員 旭 多貴子氏

<資料に基づき説明>

<質疑応答>

重田委員 : (7) の鹿嶋先生の中のポジティブアクションには期待できないというのは、どういった観点でおっしゃられたのでしょうか。法律化しないとだめだという意味でしょうか。

旭氏 : 202030もそうですが、法律化しないといけないということで、今は罰則規定ではなく努力義務のためです。それからもう1つは、女性の役員を入れた企業に優先的に公共事業をまわすというインセンティブを与える事もできますが、それは一時的であり、あまり期待はできないと言われました。法律の部分であると受け止めました。

重田委員 : 私の会社で働く社員は、安城で3,000人ほどいるのですが、管理職の中で女性は一人もいません。会社と話をしていく中で、出てくるのは、キャリアというよりも会社が育児のじゃまをしないように、負担をかけないように、育児をしやすい環境を作っていくのが会社の役目だという風潮がうちの会社では強いと思われまして、実際に女性社員の話を聞いても、育児とキャリアのどっちを取るかという話の中で、育児に影響が出るくらいならキャリアはいいと思っている女性社員も多かったです。そして、安倍首相の3年育休は、復帰の時に戸惑うので1年くらいでよい、ただし、小学校卒業までの育児短時間を法律化してくれたほうがよっぽどうれしいというのが私の会社の現状でした。

北村委員 : 協働相手を1つにしないという点についてとても賛成です。さんかく21・安城の会長をやっておりますが、エンパワーメント講座で、スタッフを誰がやるのか、責任は誰が取るのかなどの問題がありとても困っています。協働相手をきちんと限定していくというのは、ある意味必要で、たとえば講座をいつから始めるのかとか役員の交代時期とかずれが出てきてるので、やっていくことの内容に応じて、相手をきちんと確定して、責任が持てる形にしておくことが必

要かと思えます。

池端委員：旭先生はこの研修を終えられて、具体的にこれからどういうことをしたいと考えておられますか。

旭氏：私は、若い人を応援するのが役割だと思っています。先ほど子育て中の働くお母さんの話もありましたが、今専業主婦で子育てしている人も戸惑いを感じているとか傷ついたりしているので、私は若い世代の子育て中のお母さんが子育てしやすい社会をつくれるよう行動を変えていきたいと思えます。そのためには、学びを続けないと、今の知識のままではいけないので、新しい学びをして、こちらの方に舵をきりたいと思っています。

3 その他

事務局：事務局からは、今年度よりスタートしております第3次安城市男女共同参画プランの進捗状況についてご説明いたします。

<これまでの取り組み>

- ・6月29日に男女共同参画週間イベント「さんかく楽集会」の開催
(林会長に第3次プランについてご講義いただいた後、ワークショップを実施)
- ・エンパワーメント講座 (5/17~9/27)
- ・実践講座 (7/27)
- ・DV職員研修 (9/17)
- ・女性委員の登用促進のための取り組み

<今後の取り組み>

- ・愛知教育大学と連携した男女共同参画パンフレットの作成
- ・月間フォーラムの開催 (10/19)

<質疑応答>

池端委員：月間フォーラムの申し込み期限を延長したということは、応募が少なかったということでしょうか。そうであれば、当日会場に行っても参加できますでしょうか。

事務局：月間フォーラムの実行委員会の中で当日の参加はできないということにしておりますので、参加される場合は、10月7日までに申し込みをお願いしたいと思います。

重田委員：法律か条例の関係で子ども・子育て会議というのが安城市でも設置されていると思うのですが、ご存知でしょうか。子ども会議とこの男女共同参画審議会の関わりはどうなっているのでしょうか。別々でやっていくようなものでもないと思えます。

林会長：子ども・子育て関連三法というものがあまして、これは、認定子ども園をどうするかや認定子ども園で働く人は、保育教諭になるのですが、保育教諭は、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方が必要であるとか、後は、子育て支援の整備をしていくということで、これまでの次世代育成支援行動計画に引き続きのものなんですが、次世代の中には母子保健が入っていましたが、この子ども・子育ての関連三法は、母子保健は切り離されて、幼稚園・保育園・認定子ども園・地域子育て支援というところが核となり、すでにどの自治体もニーズ調査を始めておられるか始めようとしておられるということです。この段階で、審議会において連携をしてみましようといったような話がないので、おそらく単独でやられるのであろうと思えます。重田委員のご

質問の真意は、男女共同参画や男女平等、人権の関係、3年育休の件とこの子ども・子育ての関係は密接に関連しているため、本来であればデータが共有できたり、それぞれの審議会の意見を一つに統合していくべきではないかということだと思いますが、どの自治体も連携しているというのは、聞いた事がないので、おそらく単独でやっていかれるのであろうと思います。

事務局：ご説明ありがとうございました。男女共同参画だけでなく、いろいろな施策というのは、広い意味ではそれぞれ相互に網の目のように関連して、お互いが影響しあっている、そして、いろいろな事が影響しあった結果として今の状況があるということだと思います。

ですから、男女共同参画を根本的に推進するためには、そういったこともいろいろ関係してくると思いますけれども、今のところは、審議会同士で相互に連携していく予定はございませんので、お願いいたします。

池端委員：国の施策に従って愛知県が実施し、愛知県の施策に従って安城市が実施すると思いますが、榊原委員のように人権擁護委員として活動しておられますし、次回に活動などを私たちに発表していただきたいですし、幾田委員にも男女共同参画に関連した活動を報告いただけたらと思います。そういったことを踏まえて次回の会議としたらいかがでしょうか。

事務局：ご提案ありがとうございます。ご講義やご報告いただく方のご負担もありますので、皆様からお聞きしたいという意見があり、ご講義やご報告いただける方のご了解が取れましたら、そういったことも考えていきたいと思います。

事務局：以上をもちまして、平成25年度第2回安城市男女共同参画審議会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。